

所長指示第 120 号

令和元年 10 月 3 日

福岡拘置所長

死刑確定者に対する判決確定等の告知等について

福岡拘置所死刑確定者処遇規程第 4 条に定める標記及び遺留物の引渡し等に関する指導については、下記のとおりとするので遺漏のないよう取り計らわたい。

記

1 死刑確定者に対する判決確定等の告知

死刑確定者に対する判決確定、確定に伴う処遇の変更及び外部交通整理期間の告知を行う者は、当該死刑確定者を処遇する担当区の統括矯正処遇官とする。

2 遺留物の引渡しに関する指導等

(1) 遺留物の引渡しに関する指導は、首席矯正処遇官（企画担当）（以下「企画首席」という。）とする。

(2) 当該指導については、死刑確定者の心情に配慮しつつ、早い時期に、別紙「申告書」を交付し、必要事項を記入して提出するよう指導するものとする。

(3) 提出された申告書は、視察表をもって報告するとともに、その写しを企画首席が保管すること。

3 申告書提出後の記載事項の変更

申告書提出後、記載事項に変更をする旨の申出がなされた場合は、居室担当者は、願箋（企画首席宛）をもって申告させ、企画首席は、既に提出された申告書を申出者に返戻し、変更事項を記載させた後再提出させて、その内容について視察表をもって報告し、その申告書の写しを保管すること。

4 その他

企画首席は、死刑確定者が行う教誨等を通じて、本人の信仰する宗教、宗派について把握に努めること。

別紙

令和 年 月 日

福岡拘置所長 殿

称 呼 番 号 第 番

氏 名

指 印

申 告 書

死刑の執行に際しては、下記のとおり取り計らい願いたく、本書をもって申告します。

なお、申告内容に変更が生じた場合には、本書を書き改めて再提出します。

記

1 遺留物（遺体を含む。）の引渡しを指定する者（規則第22条1号関係）

| | |
|-------------|--|
| ふりがな 氏 名 | |
| 住 所 | |
| 電話番号 | |
| 続 柄 | |

※1 この指定は、規則第92条（死亡の通知）第1号に適用されます。

※2 指定できるのは、一人のみです。

※3 指定する者がいない場合は、氏名欄に「該当なし」と記入して提出してください。死亡通知は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、外国大使館等（外国籍の人のみ）の順序に従い、先順位にある一人の者に通知されます。

2 遺体の引渡方法について

- (1) 遺体のまま引き渡してください。
- (2) 火葬の上、遺骨を渡してください。
- (3) 一切を貴所にお任せします。

3 領置金及び自己契約作業の報酬残額について

- (1) 記1に記載した者にお渡してください。
- (2) 一切を貴所にお任せします。

4 領置物及び保管私物について

- (1) 記1に記載した者にお渡してください。
- (2) 全部廃棄してください。
- (3) 一切を貴所にお任せします。

5 執行前の教誨について

- (1) 次の教誨師の方をお願いします。

第一希望者 氏名 _____

第二希望者 氏名 _____

- (2) 教誨師の立会は不要です。
- (3) 貴所にお任せします。

6 執行前又は執行後のことで特に希望する事項